

成人年齢引下げに伴う少年法の適用対象年齢引下げについて

木崎 峻輔

- 第1 はじめに
- 第2 少年法の概要と基本理念
 - 1 問題の所在
 - 2 概要
 - (1) 少年法の目的
 - (2) 犯罪と非行
 - (3) 刑罰と保護処分
 - (4) 保護処分優先主義
 - 3 基本理念
- 第3 少年法の適用対象年齢引下げに伴う主な変化
 - 1 問題の所在
 - 2 事件の発覚から審判開始まで
 - (1) 通常の刑事手続
 - (2) 少年事件の手続き
 - (3) 適用対象年齢引下げの影響
 - 3 事件の審理過程
 - (1) 通常の刑事手続
 - (2) 少年事件の手続き
 - (3) 適用対象年齢引下げの影響
 - 4 収容施設及び処遇の内容
 - (1) 成人の収容施設と処遇
 - (2) 少年の収容施設と処遇
 - (3) 適用対象年齢引下げの影響
 - 5 虞犯少年の扱い
 - (1) 虞犯を理由とする処分
 - (2) 適用対象年齢引下げの影響
- 第4 適用対象年齢引下げによる変化の当否
 - 1 問題の所在
 - 2 適用対象年齢引下げの当否に関する見解
 - (1) 賛成説
 - (2) 反対説
 - 3 検討
 - (1) 賛成説の根拠について
 - (2) 反対説の根拠について
 - (3) 今後の展望
- 第5 おわりに

第1 はじめに

選挙権年齢の引下げに合わせて、民法上の成人年齢を18歳に引き下げる改正民法が国会で成立した。このような法改正に対応して、現在、法制審議会に少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設けられ、「近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における『少年』の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項」という諮問事項について審議が行われている。このことから、民法改正により成人とされる18歳及び19歳の者、すなわち年長少年が犯罪を犯した場合の取扱いにも変化が生じることが予想される。すなわち、現在これらの者は、少年法における「少年」として、原則として家庭裁判所における少年審判手続で処理されることになっているが、「少年」の年齢を18歳未満の者とする少年法の改正により、犯罪を犯した年長少年については、少年法が規定する保護処分手続ではなく、成人と同じ刑事裁判手続で処理されることになると思われる¹。

もっとも、少年法は、「未成年者」ではなく「20歳未満の者」を「少年」と規定していることから（2条1項）、成人年齢が引き下げられたとしても、直ちに年長少年が少年法の適用対象から外れるわけではない。また、現在のわが国の少年法は、「20歳未満までを対象とする戦後改革によって、日本の少年法は刑事政策上の成功を収めており、その成果は、維持されなければならない²。」と高く評価されており、多くの刑事法研究者も、少年法の適用対象年齢引下げに反対している³。このことから、成人年齢の引下げに伴う少年法の適用対象年齢引下げについては、成人年齢が引き下げられる以上当然に少年法の適用対象年齢も引き下げられるべきと解するのではなく、慎重な議論がなされるべき問題であるといえることができる。

そこで、本稿では、少年法の適用対象年齢引下げによる影響及びその当否について検討を加える。まず前提として、少年法の概要及びその基本理念について説明する。そして、少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合に生じることが予想される具体的変化について検討する。その上で、このような変化を踏まえて、適用対象年齢引下げに賛成する見解と反対する見解のそれぞれの根拠から、少年法の適用対象年齢引下げの当否について検討を加える。

第2 少年法の概要と基本理念

1 問題の所在

現在、世界の多くの国においては、成人犯罪と少年犯罪はそれぞれ別個の司法システムで扱うべきとする考え方が広く定着しており、実際にそのような制度が確立されている⁴。そして、わが国においては、

1 守屋克彦「少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(2018年、日本評論社) 3-4頁参照。

2 松尾浩也「少年法特集号に寄せて」家庭の法と裁判3号(2015年)5頁。

3 「少年法適用の上限となる年齢を引き下げるための法改正を行うことに反対する刑事法研究者の声明」法学セミナー768号(2018年)1頁、「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」法学セミナー729号(2015年)1頁。また、少年法の適用対象年齢引下げに反対する見解として、守屋克彦「少年法改正の歴史と年齢引下げ」法律時報1123号(2018年)4頁、同・前掲注(1)1頁、武内謙治「刑事法からの検討—少年法の適用年齢引下げの議論と18歳選挙権との関係」法学セミナー744号(2017年)21頁、同「少年法適用年齢の引下げ」法律時報1091号(2015年)1頁、同「少年法適用年齢は引き下げられるべきか」自由と正義66巻10号(2015年)11頁、斉藤豊治「少年法の年齢引下げの歴史的水脈」季刊刑事弁護93号(2018年)142頁、同「少年法『改正』の歴史と検察官先議」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(2018年、日本評論社) 16頁、後藤弘子「成人年齢の引下げ」法学教室423号(2015年)30頁、須納瀬学「年長少年の成長発達権保障としての少年法」法律時報1123号(2018年)16頁、丸山雅夫「少年法適用年齢の引下げ批判」名城法学67巻1号(2017年)123頁、菅原由香「少年法適用年齢を18歳に引下げるべきか」季刊教育法187号(2015年)98頁、山崎俊恵「少年法の適用対象年齢」修道法学40巻2号(2018年)173頁、山口直也「少年法適用年齢引き下げに関する議論の在り方」犯罪と刑罰26号(2017年)125頁、大塚英理子「少年法適用上限年齢の引下げ—親権の理解と非行少年の特性の視点から—」教育ガバナンス研究1号(2018年)59頁、安倍嘉人=山崎恒「少年法適用年齢の引下げについて考える」家庭の法と裁判16号(2018年)57頁など。

4 丸山雅夫『少年法講義〔第3版〕』(2016年、成文堂)1頁。また、世界の少年司法について、田宮裕=廣瀬健二編『注

20歳未満の者、すなわち少年法における「少年」の犯罪については、原則として、少年法が規定する手続きにより処理されることになっている。このような手続きを定める少年法の内容は、成人が犯罪を犯した場合に適用される刑事訴訟法とは大きく異なっている。また、少年法に規定された制度を根拠付ける基本理念も、通常の刑事手続の基本理念とは大きく異なるものである。そこで、まず少年法の適用対象年齢引下げについて検討する前提として、少年法の概要及びその基本理念について、成人を対象とした通常の刑事手続と比較しつつ論じる。

2 概要

(1) 少年法の目的

少年法とは、「非行のある少年」、すなわち非行少年について、成人を対象とする通常の刑事手続とは異なる手続きでの処分を行うことを内容とする法律であるが、その目的は、通常の刑事手続について規定する刑事訴訟法とは大きく異なっている。

まず、刑事訴訟法は、その目的について、第1条において「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする。」と規定している。すなわち、刑事訴訟法の目的は、刑事事件について実体的真実を明らかにした上で、被告人に対して犯した犯罪に相応する適切な刑罰を科すことにある⁵。他方、少年法は、第1条において、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うと共に、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定している。すなわち、少年法の目的は、少年事件における実体的真実を明らかにすることや、非行事実に対応する刑罰を科すことよりも、少年が再度非行を行わないように、非行少年を改善教育し、健全な育成を図ることにあり、非行少年の保護と教育を優先するものとされている⁶。少年法がこのような目的を定めている根底には、少年の可塑性の高さゆえに、犯罪を行った少年も、適切な処置をすれば、健全な社会人として育つ可能性が高く、そうすることが、単に制裁として刑罰を科すよりも、少年本人にとっても社会にとっても利益が大きいという考え方がある⁷。このような目的の相違から、少年法が規定する保護処分手続と成人を対象とする刑事手続の間には、多くの違いが生じている。

(2) 犯罪と非行

少年法における非行少年には、当然に刑法その他の刑罰法規が規定する犯罪行為を行った犯罪少年が含まれる（3条1項）。しかし、それ以外にも、刑法上処罰されない14歳未満で刑罰法令に違反する行為に出た触法少年と（3条2項）、未だ刑罰法規に違反する行為に出ないものの、少年法が規定する虞犯事由に該当し、将来的に犯罪・触法行為に結びつく可能性がある問題行動に出ている少年である虞犯少年（3条3項）も含まれる。少年法が保護処分の対象とする触法少年及び虞犯少年は、犯罪を犯した者ではないので、刑法上処罰の対象とされる者ではない。すなわち、刑法41条は、14歳未満の者については一律に責任能力を否定し、このような者が刑罰法令に違反する行為に出た場合であっても犯罪は成立しないと規定している⁸。また、少年法3条3項が規定する虞犯事由は、いずれも他者の法益を侵害するものではなく、犯罪行為として扱われるものではない⁹。それにもかかわらず、少年法はこれらの行為に出た少年

積少年法〔第4版〕(2017年、有斐閣) 5頁以下参照。

5 田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』(2017年、弘文堂) 15頁参照。

6 川出敏裕『少年法』(2015年、有斐閣) 1-2頁、丸山・前掲注(4) 57頁。

7 川出・前掲注(6) 2頁。

8 高橋則夫『刑法総論〔第4版〕』(2018年、成文堂) 361頁は、14歳未満の者に責任能力が認められない理由について、少年は精神の発達途上にあることから、刑法上の非難を加えるのは適当でないという刑事政策的価値決定によるものであるとする。

9 少年法3条1項3号イ～ニは、虞犯事由として「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」、「正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと」、「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入すること」、「自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること」を規定しているが、いずれも犯罪として評価される行為ではない。

も、保護処分の対象としていることから、少年法が処分の対象としている非行の範囲は、通常の刑事手続の対象となる犯罪よりも広いといえることができる。このように、少年法が犯罪として処罰される行為に出していない少年も処分の対象としていることには、単に少年による過去の行為を処罰するのではなく、少年を将来に向かって改善教育し、その再非行を防止するという少年法の目的が現れている¹⁰。

(3) 刑罰と保護処分

ア 本質的な相違点

非行少年については、原則として、家庭裁判所における少年審判手続を経て、「性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分」が課されることになる。少年法が規定する保護処分は、その内容及び目的の点で成人を対象とする刑罰とは全く異なるものである。

まず、刑罰とは、過去の犯罪行為に対する非難として加えられる不利益な制裁であり¹¹、その具体的内容は、生命、自由、財産の強制的な剥奪である（刑法9条参照）。また、その目的は、過去の犯罪を根拠とする応報的処罰を通じて、将来の犯罪予防を図ることにあると解するのが一般的な見解である¹²。これに対して、保護処分とは、非行に対する非難として加えられるものではなく、非行を犯した少年に対し、その性格矯正、環境調整のため行われる少年法上の主要な処遇形式である¹³。そして、その具体的内容は、保護観察所の保護観察、児童自立支援施設送致、児童養護施設送致、少年院送致であり（24条1項本文）、いずれも単に非難としての不利益な制裁を課すものではない。その目的も、刑罰とは大きく異なり、非行のある少年の問題を解決して、社会復帰のための健全育成を図ることにある¹⁴。もっとも、少年法の保護処分も、強制的に少年の自由を制約するものであるという点では少年に不利益を課すものであるため¹⁵、処分に対する不服申立ての手段も認められている（32条）。このように、刑罰と保護処分は、刑罰が犯罪行為に対する応報という回顧的な責任追及を本質としているのに対して、保護処分は、非行に対する少年の責任追及としての性質を本来的に有していないという点において、その本質が大きく異なるものであるといえる¹⁶。

イ 具体的な相違点

このことから、刑事裁判と少年審判においては、その審判対象及び具体的な処分を決する際に考慮される事情も大きく異なっている。

まず、刑事裁判における審判対象は訴因であり、それ以外の犯罪事実が審判の対象となることはない¹⁷。その上で、具体的な量刑手続においては、犯罪の動機、方法及び態様、犯罪結果の大小及び程度といった犯罪行為自体に関する情状（犯情）を量刑の基本的な事情として、次いで行為者の性格、年齢、境遇などの一般情状を検討するのが一般的な傾向であるとされる¹⁸。刑罰の本質が犯罪行為に対する応報であることからすると、刑事裁判においては、何よりもまず犯罪事実を明らかにすることが必要であり、具体的な量刑に際しても犯罪そのものに関する事情を重視すべきことになる。被告人の生育歴や反省の度合いも量刑事情としては考慮されるが、それが犯罪事実と独立して考慮の対象とされることはない¹⁹。

他方、少年事件において保護処分を決する上では、非行少年の要保護性の解明と解消が中心的な課題となる²⁰。すなわち、少年法は、基本的には非行少年に対する制裁よりも健全な育成を目的とするので、少

10 川出・前掲注（6）3頁。

11 井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』（2018年、有斐閣）10頁。

12 井田・前掲注（11）9頁。

13 田宮＝廣瀬・前掲注（4）307頁。

14 川出・前掲注（6）9頁、丸山・前掲注（4）58頁参照。

15 鈴木茂嗣「少年審判と適正手続」刑法雑誌18巻3＝4号（1972年）40頁、田宮＝廣瀬・前掲注（4）34頁。

16 川出・前掲注（6）1-2頁、丸山・前掲注（4）59頁参照。

17 田口・前掲注（5）333頁。

18 原田國男『量刑判断の実際〔第3版〕』（2008年、立花書房）7頁参照。

19 川出・前掲注（6）5頁。

20 丸山・前掲注（4）75頁。

年の要保護性を解明した上で、それを解消するための最善の処遇決定をすることになる²¹。そこで、非行少年に対する処分を決する際には、少年の性格や素質、生育環境や生活環境等を考慮して、個々の少年の要保護性に対応した個別的処遇を実現することが要請される²²。このことから、少年事件においては、非行事実が軽微であるが、劣悪な環境の下にあり犯罪的傾向・危険性が強い、要保護性が高い少年に対して、より重大な処分である少年院送致がなされ、非行の結果や被害が甚大であっても、良好な環境の下にあり犯罪的傾向・危険性が低い、要保護性が低い少年に対しては、保護観察などの軽い処分や、審判不開始または不処分の決定がされることもありうるとされる²³。そして、少年事件において要保護性を解明する上では、刑事裁判とは異なり、少年の人格や生活環境が重要な考慮要素となる。そこで、少年審判手続においては、家庭裁判所調査官による少年の人格や生活環境に対する詳細な社会調査や（9条）、少年鑑別所における資質鑑別がなされる（少鑑16条）。これらの調査においては、少年の人格や生活環境を明らかにすることが求められるので、医学、心理学、教育学、社会学などの専門知識を活用して調査をすべきことが求められており、少年法の保護処分手続においては、科学的な方法による調査を要請する科学主義が採用されている²⁴。このような調査は、刑事裁判において量刑を決する際には行われておらず、この点でも少年審判手続と刑事裁判手続は大きく異なっている。

（4）保護処分優先主義

非行少年のうち、犯罪少年については、刑法上犯罪の成立が認められるので、本来であれば刑事裁判手続により刑罰が科されることになる。しかし、少年法は、この場合であっても、少年法が規定する保護処分手続が優先されるとする保護処分優先主義を採用しており、20歳未満の非行少年に対しては、刑罰による非難が可能な場合であっても、教育主義的な観点に基づく保護処分を優先させるものとしている²⁵。すなわち、成人の刑事事件においては、事件が発覚して犯罪の嫌疑が認められる場合には、捜査機関である警察から検察官へと事件が送致され、検察官が地方裁判所に事件を起訴することにより裁判が開始される。これに対して、少年事件においては、事件が発覚すると、検察官ではなく家庭裁判所に事件が送致され、家庭裁判所による非行事実に関する調査が開始されることになる。このように、少年事件においては、少年事件の専門機関としての家庭裁判所が、原則として非行少年の処遇について決定する全面的な権限を有しているといえる²⁶。

他方、少年事件であっても、特に重大な事件など、保護処分よりも刑罰を科すことが相当と認められる事件については、家庭裁判所から検察官に送致する逆送決定により、通常の刑事裁判手続で処理されることになる（20条1項）。平成12年の少年法改正により、送致時16歳未満の少年を逆送の対象から除外していた20条1項但書が削除され、犯罪時16歳以上で「故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪」を犯した少年については、原則逆送とする20条2項が新設されるなど、刑罰の対象となる事件の範囲は拡張されている。もっとも、この場合にも逆送を決定するのは家庭裁判所であり、逆送決定の対象となる事件は明確に法定されていることから、このような措置はあくまで例外的なものであり、あくまで保護処分優先主義が原則であるといえる²⁷。

このように、少年法の保護処分手続は、通常の刑事手続では処分の対象とはされない触法少年や虞犯少年も対象としていたり、非行事実そのものよりも、少年の人格や生活環境から判断される要保護性が重視されるなど、個人に対する後見的・積極的な介入の度合いが、通常の刑事手続よりも強いといえることができる。このような特徴は、将来に向かって少年を改善教育し、その再非行を防止するという少年法の目的

21 丸山・前掲注（4）75頁参照。

22 丸山・前掲注（4）78頁。

23 丸山・前掲注（4）78頁。

24 田宮＝廣瀬・前掲注（4）141頁、川出・前掲注（6）63頁、丸山・前掲注（4）163頁。

25 河原俊也「少年の健全な育成—保護原理と侵害原理とのバランス—」『植村立郎判事退官記念論文集—現代刑事法の諸問題—〔第1巻〕』（2011年、立花書房）415頁、丸山・前掲注（4）71頁。

26 丸山・前掲注（4）68頁以下参照。

27 田宮＝廣瀬・前掲注（4）224-5頁参照。

に基づくものである。

3 基本理念

以上のような特徴を有する少年法は、通常の刑事手続とは異なる基本理念に基づくものである。通常の刑事手続は、個人の行動が他者の利益を侵害したことや、侵害するおそれがあることを根拠として、個人の行動に刑罰を以て介入するという侵害原理に基づくものである²⁸。このことから、何らかの犯罪行為が実現された場合にのみ、犯した犯罪の重さに応じた刑罰が科されることになる。

しかし、少年法が規定する保護処分手続において、未だ犯罪行為を行っていない虞犯少年が処分の対象とされていることや、非行事実の重大性よりも要保護性を重視して処分が決められることは、侵害原理から説明することはできない²⁹。そこで、少年法に基づく措置を正当化するためには、少年が他者の利益を害したことなく、非行を行った少年自身の利益を図ることを理由に介入を認めるという、保護原理（パターンリズム）による基礎付けが必要となる³⁰。すなわち、非行を行った少年は、未成熟であるがゆえに十分な判断能力がなく、そのまま放っておくとさらに非行を繰り返し、まっとうな人生を送ることができなくなる可能性があるため、そうならないよう本人の利益のために国家が介入する必要があるとして、国家による非行少年に対する介入が正当化される³¹。このような保護原理の根拠となる思想について、わが国の現行少年法は、その制定過程において当時のアメリカの少年裁判所制度の影響を受けているところ³²、同制度においては、非行少年に対する手続きは、国がその親に代わって少年を保護、教育するものであるとする国親思想を理論的基礎としていた³³。そこで、わが国の現行少年法も、このような国親思想に基づいて、少年に対する介入を正当化していると解される³⁴。もともと、現行少年法は、その対象を要保護少年一般とはしておらず、逆送後の刑事手続及び刑罰に関する規定も含んでいることから、保護処分と刑罰を完全に切り離されたものとして理解しているとはいえない³⁵。また、保護処分は少年の健全育成を目的とするものであるが、少年の意思に反してその自由を制約するという不利益を課すものであることは否定できず、保護処分が少年の利益になることを理由として無制限に課すことは到底許されない³⁶。このことから、少年法における介入原理を、保護原理のみで説明することにも無理があり、侵害原理もその根拠となっていることは否定できない³⁷。

そこで、現行少年法においては、侵害原理と保護原理が共に国家による介入の根拠とされているということが出来る³⁸。すなわち、刑罰法令に違反した犯罪少年及び触法少年については、侵害原理と保護原理の両方を根拠として介入が正当化され、侵害原理からは絶対に介入を正当化できない虞犯については、特別に保護原理を根拠として介入が正当化されていると解される³⁹。

28 丸山・前掲注（4）2頁。

29 川出・前掲注（6）14-5頁。この点について、廣瀬健二「少年責任の研究についての覚書」『小林充先生＝佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集（上）』（2006年、判例タイムズ社）617頁は、「保護処分を制裁としての側面のみで一元的に理解することにはなお違和感を禁じ得ない。」と指摘する。

30 川出・前掲注（6）15頁参照。

31 川出・前掲注（6）11頁。

32 莊子邦雄「少年法の理念と国親思想」刑法雑誌18巻3＝4号（1972年）51頁、川出・前掲注（6）12頁、田宮＝廣瀬・前掲注（4）22頁、河原・前掲注（25）420頁。また、現行少年法の成立過程について、丸山・前掲注（4）22-3頁。

33 莊子・前掲注（32）51頁、川出・前掲注（6）11-2頁、丸山・前掲注（4）26頁。

34 所一彦『刑事政策の基礎理論』（1994年、大成出版社）132-3頁、莊子・前掲注（32）54頁。

35 川出・前掲注（6）13-4頁。

36 佐伯仁志「少年法の理念—保護処分と責任—」猪瀬慎一郎ほか編『少年法のあらたな展開』（2001年、有斐閣）41頁。

37 川出・前掲注（6）14頁、河原・前掲注（25）414頁。

38 川出・前掲注（6）15頁、丸山・前掲注（4）3頁、河原・前掲注（25）414頁。

39 丸山・前掲注（4）3頁。

第3 少年法の適用対象年齢引下げに伴う主な変化

1 問題の所在

冒頭で述べたように、少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合には、年長少年は、成人と同じ刑事手続の対象とされることになる。そこで、この場合には、年長少年による犯罪及び虞犯の事件処理について、具体的にどのような違いが生じることになるのか。

2 事件の発覚から審判開始まで

少年法の「少年」の年齢が18歳未満に引き下げられた場合、年長少年は、成人を対象とした通常の刑事手続で処理されることになる。その場合には、まず事件の処理手続の最初の段階において、大きな変化が生じることになる。

(1) 通常の刑事手続

まず、通常の刑事事件においては、事件の被疑者は警察から検察庁に送致され、検察官が裁判所に事件を起訴することで刑事裁判手続が開始される⁴⁰。しかし、被疑者が犯罪行為に出たことが明らかな場合であっても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の事情によっては、検察官の裁量により裁判所に起訴せず（起訴猶予）、そのまま被疑者を手続きから開放することが認められている（刑訴法248条、起訴便宜主義）。また、簡易裁判所の管轄となる比較的軽微な事件については、検察官が出した資料に基づいて、簡易裁判所が公判を開かずに有罪判決を下すという略式手続で処理することも認められている（刑訴法461条）。平成28年における実務の運用上は、検察庁に送致された事件のうち、起訴猶予及びその他の不起訴処分とされる事件が約62パーセント、略式手続で処理される事件が約24パーセントを占め、公判請求がされる事件は約8パーセントに過ぎない⁴¹。また、起訴される前の被疑者は、事件に関する取調べの対象としての立場にあるので、取調べの対象とされる以外の働きかけは基本的にはなされない。そこで、起訴猶予及びその他の不起訴処分とされた場合には、そのまま手続きから解放されることになる。また、略式手続の場合には、ほとんどの場合は罰金刑が科されることになるので、罰金を納付して手続きから開放されることになる。このように、通常の刑事事件においては、検察庁に送致された事件のうち、起訴猶予及びその他の不起訴処分とされた事件と、略式手続とされた事件を合わせた8割以上の事件の被疑者が、取調べの対象とされる以上の働きかけはなされずに、検察庁の段階で手続きから開放されることになる。

(2) 少年事件の手続き

これに対して、少年事件においては、警察及び検察官が少年事件の捜査を遂げた結果、非行事実が発覚した少年の全てを、家庭裁判所に送致しなければならないとされる（41～42条、全件送致主義）。この原則は、少年については、その判断を検察官の起訴裁量に任せるよりも、専門的な調査機構を持ち少年事件を専門的に扱う家庭裁判所が行う方がより妥当とされることに基づくものである⁴²。すなわち、少年事件については、捜査機関により発覚した事件の全てが家庭裁判所に送致されることになり、成人を対象とする刑事事件のように、検察官が裁量で起訴猶予とすることにより事件を終了させることは許されないという点で、起訴便宜主義の重大な例外が認められている⁴³。

そして、家庭裁判所に事件が送致されると、家庭裁判所は、事件について調査をしなければならないが（8条1項）、この調査に際しては、まず裁判官が、捜査機関から送付された資料に基づき、少年が非行事

40 石丸俊彦ほか『刑事訴訟の実務（上）〔三訂版〕』（2011年、新日本法規）552頁〔石丸俊彦＝井口修〕。

41 平成29年版犯罪白書2-2-3-1図（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/images/full/h2-2-3-01.jpg>）。

42 田宮＝廣瀬・前掲注（4）449頁。

43 田宮＝廣瀬・前掲注（4）450頁、河原俊也「少年審判の運営」法学教室423号（2015年）5頁。

実を行った蓋然性が認められるかを調査する⁴⁴(法的調査)。そして、非行事実の存在が確認されれば、裁判官は、事件について家庭裁判所調査官に調査を命じ(8条2項)、家庭裁判所調査官は、少年の要保護性を明らかにするために、少年の性格や環境についての調査を行う⁴⁵(社会調査)。このような家裁調査官による調査の対象は、警察や検察官による少年事件の捜査とは全く異なり、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等(9条)に加え、少年の家庭及び保護者の関係、境遇、経歴、教育の程度及び状況、不良化の経過、性行、事件の関係、境遇の状況等(規11条1項)や、家族及び関係人の経歴、教育の程度、性行及び遺伝関係(規11条2項)等とされている。また、少年事件においては、刑事事件における勾留に類似した制度として、少年の身柄を少年鑑別所に送致して身柄を拘束する観護措置(少年鑑別所送致)がなされることもあるが(17条1項2号)、少年鑑別所においても、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにするための資質鑑別が行われる(少鑑16条1項)。家裁調査官の社会調査と少年鑑別所の資質鑑別は、内容に重複する点もあるが、資質鑑別は、少年の性格の矯正を目的として、主に心身の状況と行動観察を中心とする資質面の調査に重点が置かれるのに対して、家裁調査官の社会調査は、少年の性格の矯正と共に、環境の調整も目的とした幅広い調査に及ぶものとなっており、両者は少年の健全育成の手段である「性格及び環境の調整」(1条)を実現するための役割を分担している⁴⁶。

このような手続きにより得られた資料に基づき、裁判官は、審判を開始するか否かを決定する⁴⁷。前述のように、少年審判においては、非行事実の有無だけではなく、少年の要保護性も審判対象とされる。そして、非行事実の存在が明らかであっても、再非行の可能性がなく、要保護性が認められない場合には、審判不開始の決定により、手続きが終了することになる(19条1項)。実務の運用上は審判不開始で手続きが終了する事件の割合がかなり高く⁴⁸、平成29年においては、全事件の約38.4パーセントが審判不開始で終了している⁴⁹。審判不開始とされた事件の多くは、非行事実ではなく、要保護性の不存在を理由とするものであるが、要保護性が否定された事案の多くが、家裁調査官による保護的措置(教育的措置)により要保護性が消失した事案である⁵⁰。保護的措置とは、少年の再非行の防止を図るために、調査官によって調査、審判過程において行われる事実上の教育的・福祉的措置をいい⁵¹、少年・保護者の同意に基づく非強制的で、短期間の非継続的なものであるが、少年に社会規範を体験させ、問題の現実的認識を持たせ、家族・学校・職場等の関係調整、資源開発を目指して、少年や保護者の内面にも踏み込んで教育的働きかけを行うものである⁵²。その具体的な方法としては、少年及び保護者との面接、親子合同面接、反省文提出、誓約書徴取、作文指導、心理テストの活用、就労・就学・進路指導、学習指導、社会奉仕指導、生活リズム・態度の点検・改善指導、謝罪・弁償指導、社会福祉機関・治療機関に関する情報提供、交通事件や薬物事犯などの視聴覚教材による集団的指導、個人講習と多岐にわたっている⁵³。この家裁調査官による保護的措置は、少年法の条文に規定はないが、審判不開始とされた事例の大部分が保護的措置を理由とするものであることから、問題性の根深くない少年には重要な機能を果たしているといえる⁵⁴。

(3) 適用対象年齢引下げの影響

このように、少年事件においては、全ての事件が家庭裁判所に送致され、少年の性格や生活環境について、様々な専門的見地からの詳細な調査がなされた上で、さらに家裁調査官による更生や生活改善のため

44 丸山・前掲注(4)157頁、河原・前掲注(43)5頁。

45 丸山・前掲注(4)159頁、河原・前掲注(43)5頁、安倍=山崎・前掲注(3)65頁。

46 丸山・前掲注(4)175頁。

47 河原・前掲注(43)5頁。

48 河原・前掲注(43)5頁。

49 平成29年司法統計年報(<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/082/010082.pdf>)。

50 武内・前掲注(3)法時2頁、声明・前掲注(3)法セミ729号2頁。

51 川出・前掲注(6)74頁。

52 田宮=廣瀬・前掲注(4)222頁、安倍=山崎・前掲注(3)66頁。

53 田宮=廣瀬・前掲注(4)222頁。

54 廣瀬健二「少年法の基礎—我が国の特徴と年齢の規制」研修826号(2017年)10頁。

の積極的な働きかけがなされることになる。他方、通常の刑事事件においては、このような働きかけがなされることなく、その多くが起訴猶予により手続きから開放されることになる。もし少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合には、犯罪を犯した年長少年は、成人を対象とする刑事手続として、検察庁で処分が決められることになる。そして、前述のように、成人を対象とする刑事手続においては、その大部分が検察庁の段階で手続きが終了することになる。

そこで、このような年齢引下げがなされた場合には、年長少年は現在の少年法が規定する詳細な調査や保護的措置の対象から外れることになるので、年長少年に対しては、手続きの入り口段階における、更生や生活改善のための働きかけがなされないことになる⁵⁵。通常の刑事裁判における被疑者は、事件に関する取調べの対象であり、その人格や生活環境に対する詳細な調査がなされることも、再犯防止のための教育的な働きかけが積極的になされることもありえない⁵⁶。特に、保護的措置が重要な役割を果たす軽微な事案については、その多くが起訴猶予によりそのまま手続きから開放されることになり、起訴された場合でも、そのほとんどが略式手続による罰金刑で処理されることになると思われる。この点に関連して、しばしば少年法は犯罪を犯した少年を甘やかす法律であると批判されることがあるが、この種の事案については、成人による事件であれば特に何の働きかけもなされず起訴猶予により手続きから開放されるにもかかわらず、少年事件の場合には、少年の人格や生活環境に対する詳細な調査や更生のための積極的な働きかけの対象になる点で、むしろ成人を対象とする刑事手続よりも厳しい態度がとられていると評価することができる⁵⁷。また、現在の起訴猶予処分については、処分の後にその更生を支える制度的保障は存在しないので、起訴猶予とされた年長少年は、そのまま社会に放置されることになる⁵⁸。そこで、少年法の適用対象年齢引下げによる影響として、特に従来であれば少年審判手続に入る前の保護的措置で対応していた年長少年に対しての、更生や性格改善のための機会が大きく失われることになると思われる⁵⁹。

3 事件の審理過程

次に、少年事件においては、事件に関する審理手続やその理念が、通常の刑事裁判手続とは全く異なるものとされており、少年法の適用対象年齢が引き下げられた場合には、年長少年が犯した犯罪に関する事件の審理過程においても、大きな変化が生じることになる。

(1) 通常の刑事手続

まず、成人を対象とする通常の刑事裁判手続は、裁判の公正を確保するために、公開の手続きで行うことが憲法上要請されている（憲法82条1項）。また、刑事裁判手続は、訴追官である検察官と、対等の立場にある被告人・弁護人による対審構造で行われ、主張や証拠の提出も両当事者の責任として、当事者に訴訟進行の主導権を与える当事者主義が原則とされている⁶⁰。このような原則は、被告人に単なる裁判の対象者ではない検察官と対等の地位を与え、被告人・弁護人の地位と権限を強化して、これを保護することを目的とするものである⁶¹。そして、検察官と裁判所は完全に切り離された立場に置かれ、起訴状には裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれがある書類その他を添付することは許されないとされており（刑訴法256条6項、起訴状一本主義）、裁判官は第1回公判期日までは証拠資料に触れることはできない

55 丸山・前掲注(3) 145-6頁、後藤・前掲注(3) 34-5頁、須納瀬・前掲注(3) 21-2頁、菅原・前掲注(3) 101頁、伊藤由紀夫「家庭裁判所調査官」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(2018年、日本評論社) 57頁。

56 安倍＝山崎・前掲注(3) 66頁。

57 廣瀬・前掲注(54) 13頁、菅原・前掲注(3) 101頁、安倍＝山崎・前掲注(3) 63-4頁参照。

58 大久保隆志「少年年齢の引下げと検察権への影響」広島法科大学院論集13号(2017年) 85-6頁、安倍＝山崎・前掲注(3) 64頁。

59 後藤・前掲注(3) 35頁、丸山・前掲注(3) 145-6頁、武内謙治ほか「『少年法適用年齢引き下げ』問題のいくつかの論点をめぐって(討論)」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(2018年、日本評論社) 85頁(伊藤発言)。

60 田口・前掲注(5) 28頁、石丸＝井口・前掲注(40) 28頁。

61 石丸＝井口・前掲注(40) 32頁。

ので⁶²、旧刑訴法における裁判官が捜査機関の集めた証拠資料をそのまま引き継いで審理を行う運用は否定されている。また、刑事裁判における弁護人は、通常法律知識を持たない被告人が、検察官に対して十分な防御権を行使できるようにするために、被告人の事實的・法律的な保護者としての立場にある⁶³。この場合の弁護人の使命は、あくまで被告人の利益を保護することであり、たとえ被告人が事件の真犯人であるとしても、被告人を有罪とすることに協力する義務は一切負わないとされる⁶⁴。そして、刑事訴訟法は、適正手続の原則を極めて重要なものとしており、公判手続について冒頭手続から判決言渡しに至るまで詳細な手続規定を置いていることから（刑訴法271条～316条）、成人を対象とする刑事裁判手続は、厳格な様式性を守って進行することが求められている。さらに、近年導入された裁判員裁判制度により、事件によっては裁判員裁判により審理がなされることになる（裁判員法2条1項）。

このように、通常の刑事裁判は、被告人の人権の保障、実体的真実の解明、適正迅速な処罰の実現等を目的としており（刑訴法1条）、そのために、公開の法廷において、被告人をあくまで検察官と対等の当事者として扱う当事者主義の原則に基づき、適正手続の原則に基づく厳格な様式性を守った審理を行うべきものとされる。

（2）少年事件の手続き

これに対して、少年審判手続は、まず非公開の手続きで審理が行われる点で、成人を対象とする刑事手続と大きく異なっている（22条2項）。すなわち、少年審判は、発達途上にある少年の立直りを目指して行われるので、少年を晒し者にせず、その情操を保護し（規1条）、社会復帰を妨げないために、少年が非行を犯したことそれ自体が秘密にされなければならないことや、少年審判手続においては、少年の要保護性を明らかにするため、少年とその家族のプライバシーに関する事項も詳細に明らかにする必要があることから、手続きの秘密性が要請されることになる⁶⁵。

次に、少年審判においては、対審構造によらず、関与者が協力的な立場で審判手続に関与する職権主義的な審問構造が原則とされている⁶⁶。このことから、少年審判手続においては、原則として検察官は関与せず⁶⁷、裁判官のほか、家裁調査官、そして少年の保護者等が出席するものとされる（規28～29条）。適正手続に基づく当事者主義的対審構造は、厳密な事実認定には役立つ一方で、個々の少年の具体的な要保護性の解明と適正な処遇選択との関係ではその実効性を阻害する可能性を否定できない⁶⁸。また、少年の再社会化を最終目的として、要保護性の解明と解消を重視する少年法においては、対立当事者といった存在は想定されておらず、少年審判の関与者はいずれも少年を保護・教育して、再社会化させる目的に協力する関係者として観念されている。このことから、少年審判手続においては、家庭裁判所が自ら手続きを主催する職権主義的審問構造のものとして運用されている⁶⁹。そして、少年審判においては、起訴状一本主義に相当する規定は存在せず、裁判官は捜査機関から送付された資料に基づいて非行事実の存否を判断する。また、弁護士である付添人も、単に少年の権利や利益を代理し、擁護する役割を果たすのではなく、少年の健全育成の見地から、調査や審判の協力者としての役割を期待されている⁷⁰。このことから、少年審判における付添人は、少年のために有利な事実を主張・立証する場合にも少年の健全な育成の趣旨に反しないような配慮が望まれるなど、刑事弁護人とは自ずから異なった役割が求められるとされる⁷¹。

62 石丸＝井口・前掲注（40）479頁。

63 石丸＝井口・前掲注（40）178頁。

64 石丸＝井口・前掲注（40）179頁。

65 田宮＝廣瀬・前掲注（4）251頁、川出・前掲注（6）140頁、丸山・前掲注（4）209-10頁、河原・前掲注（43）7頁。

66 河原・前掲注（43）6頁、丸山・前掲注（4）76頁、田宮＝廣瀬・前掲注（4）259頁、川出・前掲注（6）7頁。

67 例外として、少年法22条の2は、重大な事件について非行事実の認定のために検察官の関与が必要と認められる場合には、少年審判手続に検察官が関与することを認めている。

68 丸山・前掲注（4）76頁。また、川邊讓「少年鑑別所」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』（2018年、日本評論社）46頁参照。

69 丸山・前掲注（4）76頁。

70 丸山・前掲注（4）199頁。

71 田宮＝廣瀬・前掲注（4）155頁。また、付添人の活動について、岩佐嘉彦「付添人の活動について」法学教室423号（2015

また、少年法は、刑事訴訟法とは異なり、審判手続に関する規定をごく僅かしか有しておらず、審判の方式について「懇切を旨として、和やかに行うと共に、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」と規定するのみである（22条1項）。これは、少年保護手続が少年の健全育成を目的とし、手続過程自体も福祉・教育的な性格を持つことから、少年の個別的な性格・問題状況等に即して柔軟に対応できるように、訴訟手続のような厳格な様式性、厳格性を排し、裁判官の裁量に委ねることが相当とされたためである⁷²。このような福祉・教育的な性格から、少年審判手続においては、審判廷の広さ、採光、色彩、備品、机や椅子の配置などについても教育的に適切な配慮がなされ⁷³、審判手続は、少年の年齢・性格等に即し、用語・語調等に配慮し、分かり易く手続を進め、少年、保護者、関係人の納得や信頼を得られるような雰囲気と人間関係の下に審判を行うものとされる⁷⁴。なお、逆送決定がなされた場合には、少年であっても通常の刑事裁判手続で処理されることになるが、その場合にも成人の刑事被告人と全く同じ扱いがなされるのではなく、少年の健全育成のための配慮が要請されている⁷⁵。

このように、少年審判手続においては、少年の健全育成という福祉的・教育的な目的を達成するために、裁判の公開原則や、対審構造による当事者主義といった刑事裁判における基本原則が適用されていない点で、刑事裁判手続とは対照的なものとなっている⁷⁶。そして、手続きそれ自体が少年の更生や健全育成のための働きかけとしての機能を有するものとして運用されているといえることができる。

（3）適用対象年齢引下げの影響

少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合には、年長少年については、常に成人を対象とする刑事裁判手続で審理がなされることになる。また、これらの者は成人として扱われる以上、現在逆送決定がなされた際に要求される健全育成のための配慮も、基本的には不要になると解される。そこで、この場合には、公開の法廷で、対審構造による厳格な様式性の守られた手続きで事件が処理されることになるので、年長少年に対しては、更生のための最善の処遇を柔軟に決することは困難になる⁷⁷。また、この場合の手続きは、適正手続の原則に基づいて事案の真相を明らかにすることを目的とするものになるので、審理手続そのものによる年長少年に対する健全育成のための働きかけは失われることになる⁷⁸と解される。

もっとも、刑事訴訟手続の公開原則や当事者主義は、そもそも被告人の利益のために設けられた原則である⁷⁹。そして、現行少年法は、そもそも非行事実の認定、特に否認事件の審理を十分に想定・検討して立法されたものとはいえ⁸⁰、少年法が規定する非公開の手続きによる職権主義的な審判手続は、少年が非行事実の存在を争っている事案において、事案の真相を明らかにする際には困難が伴うものであることは否定できない⁸¹。そこで、年長少年が少年法の適用対象から外れて、公開の手続きによる対審構造的当事者主義に基づく刑事裁判手続で処理されることは、年長少年が否認事件において犯罪事実の存否を争うことが容易になるといえる点においては、年長少年の利益になるように思われる。

年) 10頁。

72 田宮＝廣瀬・前掲注(4) 247頁、丸山・前掲注(4) 212頁。

73 田宮＝廣瀬・前掲注(4) 247頁。

74 田宮＝廣瀬・前掲注(4) 254頁。

75 加藤学「少年の刑事事件—裁判の立場から」三井誠ほか編『刑事手続の新展開(上)』(2017年、成文堂) 164頁、角田正紀「少年の刑事裁判」法学教室423号(2015年) 27頁、丸山・前掲注(4) 334頁参照。

76 猪瀬慎一郎「少年審判制度の基本問題」猪瀬慎一郎ほか編『少年法のあらたな展開』(2001年、有斐閣) 79頁。

77 廣瀬・前掲注(54) 12頁。

78 後藤・前掲注(3) 35頁、丸山・前掲注(3) 145頁。

79 団藤重光「適正手続の理念について」刑法雑誌18巻3=4号(1972年) 33頁参照。

80 廣瀬健二「少年審判における非行事実認定上の諸問題—審判の現場から見て—」猪瀬慎一郎ほか編『少年法のあらたな展開』(2001年、有斐閣) 184頁。

81 三浦透「少年審判手続における非行事実とその認定の意義」猪瀬慎一郎ほか編『少年法のあらたな展開』(2001年、有斐閣) 169頁、猪瀬・前掲注(76) 77頁、廣瀬・前掲注(80) 185-6頁参照。

4 収容施設及び処遇の内容

また、少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられることによって、年長少年の収容施設及び収容施設における処遇の内容についても変化が生じることになるとと思われる。

(1) 成人の収容施設と処遇

まず、成人を対象とする刑事事件においては、自由刑の執行を受ける者は、刑務所に収容されることになり(刑12条2項、13条2項)、懲役刑の執行においては、受刑者に対して刑務作業が課されることになる(刑12条2項)。また、受刑者の矯正を図るために、改善指導(刑事施設103条)や教科指導(刑事施設104条)も行われる。もっとも、懲役刑の受刑者に対する処遇においては、刑務作業が大きな割合を占めており、受刑者の矯正を図るための各種指導が徹底して行われているわけではない。

(2) 少年の収容施設と処遇

これに対して、少年法の保護処分手続において用いられる主な収容施設は、少年院である⁸²(24条1項3号)。少年院は、刑罰ではなく矯正教育を目的とする施設であり、少年院で行われる更生及び社会復帰のための処遇プログラムは、少年の個別の特質に応じて行われる必要があるため、少年院において矯正教育を実施する際には、処遇の個別化が要請される⁸³。そこで、少年院法は、少年の年齢や犯罪的傾向等に応じた複数の種類の少年院を設けるほか(少院4条1項)、矯正教育課程(少院30、31、33条)、少年院矯正教育課程(少院32条)を設けることで、適切な矯正教育を行うために少年を適切な集団に編成するものとしており、その上で、少年の個性に応じて少年ごとの個人別矯正教育計画が策定される(少院34条)。そして、少年院における矯正教育は、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的としている(少院23条1項)。このような目的を達成するための処遇の具体的内容は、少年に対し善良な社会の一員としての自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な指導を行う生活指導(少院24条)、刑罰としての強制労働ではなく、矯正教育の一領域として行われる職業に関する教育活動である職業指導(少院25条)、学校教育法の定める各学校の教科又はそれに準ずる内容の指導である教科指導(少院26条、27条)、そして体育指導(少院28条)、特別活動指導(少院29条)を適宜組み合わせ、体系的かつ組織的に行うものとされる(少院23条2項)。また、少年院においては、このような矯正教育の実効性を確保するために、少年院の収容規模は比較的小さく、法務教官が指導を担当する少年の人数も少人数であり、密接な人間関係の下で指導が行われる⁸⁴。すなわち、少年院においては、送致される少年院及び処遇の内容を少年の個性に応じて決した上で、少年の社会復帰のための様々な内容の処遇を、法務教官の密接な指導の下に行うという、少年の更生及び社会復帰という目的を達成するための、少年の個性に応じた非常にきめ細やかな処遇が行われているといえることができる。

他方、逆送決定がなされた少年に対して懲役刑が宣告された場合には、未成年者と成人の受刑者を一緒にすることの弊害を防止するために、少年刑務所に収監されることになる(56条1項)。そして、少年刑務所においては、教育的な配慮と弾力的な運用を重視して、刑期を明確に定めない不定期刑が原則とされている(52条1項)。また、少年受刑者は個々の受刑者の特性に応じた適当施設に収容され、職業訓練や教科指導、そして矯正処遇としての生活指導を受けることになり、単に犯罪行為に対する応報としての刑罰を受けるだけでなく、少年法が目的とする更生や社会復帰のための働きかけを受けることになる⁸⁵。もっとも、刑務所で行われるのは、あくまで刑の執行であり、懲役刑の受刑者であれば刑務作業を行わなければならないので、教科指導や生活指導は刑務作業と並行して行うことが限度であるとされる⁸⁶。この

82 少年法24条1項2号は、少年院以外の収容施設として、児童自立支援施設及び児童養護施設を規定している。

83 新井浩二「少年矯正の現状と課題」猪瀬慎一郎ほか編『少年法のあらたな展開』(2001年、有斐閣)395頁。

84 森田哲志「少年院」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(2018年、日本評論社)51頁参照。

85 新井・前掲注(83)392頁以下、川出・前掲注(6)337-8頁。

86 川出・前掲注(6)338-9頁。

ことから、やはり少年刑務所は刑の執行のための施設であり、少年院のように徹底して被収容者の教育改善を目的とする施設とは異なると解される。

このように、非行少年に対して用いられる収容施設及び処遇は、少年の更生及び社会復帰という目的に特化して、様々な点で通常の刑務所とは異なる配慮がされているといえることができる。

（３）適用対象年齢引下げの影響

少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合には、年長少年は、処遇の上でも成人として扱われることになるので、少年院ではなく、通常の刑務所に収容されることになると思われる⁸⁷。そして、刑務所においては、教育改善の対象とされるのではなく、刑罰としての懲役刑が科せられることになる。この場合には、現在少年院に収容されている者の約半数は18歳以上であることから⁸⁸、少年院に収容される者の数は大幅に減少することが予想される⁸⁹。そして、年長少年が少年法の適用対象から外れる以上、年長少年に対しては、現在少年院で行われているような、少年の個別の特質に応じたきめ細やかな処遇プログラムを受けさせることができなくなる。それにより、処遇段階における年長少年に対する更生や性格改善のための働きかけは、かなり弱められることになると思われる⁹⁰。また、年長少年が成人として扱われ、少年法の適用対象から外される以上、これらの者については、少年法に規定されている少年刑務所に収容されなければならないということにはならず、通常の成人と同じ刑務所に収容することも可能になる。もしそのような事態が生じた場合には、現在少年法が少年刑務所の設置により防止しようとしている弊害が生じることになるように思われる。

５ 虞犯少年の扱い

さらに、少年法上の「少年」から年長少年が除外されると、これらの者に対しては、虞犯を理由とした処分を課すことは不可能になる。

（１）虞犯を理由とする処分

現行少年法は、犯罪に結び付くような問題行動があつて要保護性は高いが犯罪に至っていない者、すなわち、3条1項3号に列挙された虞犯事由のいずれか1つ以上に該当し、かつ性格又は環境に照らして、将来、犯罪行為又は触法行為をすることおそれ（虞犯性）のある者を、虞犯少年として、犯罪少年と同様に保護処分の対象としている（3条1項3号）。少年の健全育成には、要保護性に見合った教育的な措置を適切・有効に加える必要があり、そのためには、できる限り早期の最適な処遇が必要・有効であり、犯罪に至らなくても問題行動があつて要保護性があれば、それに最も相応しい処遇を加えるべきとされる⁹¹。虞犯制度は、このような保護・教育優先主義の本質的な要請に応え、犯罪に陥る前に少年を立ち直らせようとするもので、保護・教育のために必要・有効なものであるとされる⁹²。

もっとも、虞犯を理由とする処分は、犯罪に至らない問題行動・行状、性格などを対象とし将来を予測するので、その成立範囲に問題が生じたり、予測的・展望的判断の正確性を確保するのが困難な場合もあり得るので、運用を誤れば少年の人権を不当に侵害することにもなりかねない⁹³。このことから、虞犯少年は福祉法の領域で扱うべきとする虞犯廃止論も主張されている⁹⁴。しかし、少年法が規定する保護処分

87 もっとも、少年院法4条1項は、成人であっても心身に著しい障害がない23歳未満の者及び心身に著しい障害がある26歳未満の者を少年院に収容することを認めており、また少年法56条2項は、26歳まで少年刑務所において刑を執行することを認めているので、成人年齢引下げにより成人とされた者についても、直ちに少年院や少年刑務所に収容することが不可能になるということにはならないと思われる。

88 平成29年版犯罪白書3-2-4-2図（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/images/full/h3-2-4-02.jpg>）。

89 森田・前掲注（84）50頁参照。

90 後藤・前掲注（3）35頁、丸山・前掲注（3）148頁、森田・前掲注（84）51頁。

91 田宮＝廣瀬・前掲注（4）78-9頁。

92 田宮＝廣瀬・前掲注（4）79頁。

93 田宮＝廣瀬・前掲注（4）79頁、川出・前掲注（6）86頁、団藤・前掲注（79）35頁。

94 佐伯・前掲注（36）53頁。

は、通常の刑罰と同じ侵害原理だけではなく、心身の未発達な若年者の健全育成を目的とする保護原理も根拠とするものである。そして、保護原理の見地からは、現に犯罪を行ってからでないと介入できないということになると、少年本人にとっても取り返しのつかない状態になってしまう可能性は否定できないことから、虞犯制度の必要性と合理性そのものは否定し難い⁹⁵。虞犯少年は、未だ犯罪行為に出していない以上、この場合の介入を侵害原理に基づいて正当化することはできない。そこで、虞犯を理由とする処分は、保護原理に基づく介入の必要性が特に高い場合に、心身の未発達な若年者に対してのみ例外的に許容される処分であるといえることができる。

(2) 適用対象年齢引下げの影響

少年法の適用対象年齢引下げにより、年長少年が少年法の適用対象から除外された場合には、虞犯を理由とする処分を規定しているのが少年法である以上、年長少年に対して虞犯を理由とする処分を課すことは当然不可能になる。この点については、年長少年の虞犯事件が放置されることにより、若年者の売春、薬物、暴力団への接近などが防止できなくなるとの指摘もされている⁹⁶。しかし、前述のように、通常の刑事手続は、侵害原理に基づくものであることから、未だ犯罪行為に出していない者を処分の対象とすることは不可能である。そして、虞犯少年に対する処分は、侵害原理が作用する余地はなく、保護原理に基づく介入の必要性が特に高い場合に例外的に認められるものであることから、法律上成人とされ、保護者の親権から独立した者に対して課すことは許されないと解するべきである。実際に、少年法3条1項3号は、虞犯事由として「保護者の正当な監督に服しない性癖があること」や、「正当な理由なく家庭に寄り付かないこと」を規定しているが、成人として保護者の監督から離れたものに対して、これらの事情を理由に処分を課すことは到底許されない。このことから、少年法の適用対象年齢が引き下げられた場合には、虞犯を理由とする処分の対象に変化が生じることは避けられないと思われる。

第4 適用対象年齢引下げによる変化の当否

1 問題の所在

それでは、成人年齢の引下げに伴う少年法の適用対象年齢の引下げにより、以上のような変化が生じることは妥当といえるのか。この点について、賛成説の根拠としては、成人年齢の引下げと少年法の基本理念である保護原理の抵触が特に重要な問題とされ、反対説の根拠としては、年長少年に対する更生のための働きかけが弱まることが特に重視されている。そこで、これらの主張の当否について検討し、成人年齢の引下げに伴い少年法の適用対象年齢を引き下げることが妥当といえるのかを明らかにする。その上で、少年法の適用対象年齢引下げがなされた場合の、今後の展望について検討する。

2 適用対象年齢引下げの当否に関する見解

(1) 賛成説

ア 国法上の統一性

まず、少年法の適用対象年齢引下げに賛成する見解の根拠としては、年齢に関する国法上の統一性ということが指摘されている。すなわち、少年法の年齢引下げに関する議論の契機となった民法上の成人年齢引下げは、18歳以上の者に選挙権を付与する公職選挙法の改正を発端とするものである。そこで、選挙権年齢に合わせて民法上の成人年齢を引き下げ、さらにそれに合わせて刑事手続に関する少年法の適用対象年齢を引き下げるといふ、国法上の形式的な統一性や分かり易さを確保する必要があるとして、民法上の成人年齢に合わせて少年法の適用対象年齢を引き下げるとの主張がなされている⁹⁷。

95 川出・前掲注(6)87頁。

96 川邊・前掲注(68)45頁。

97 自由民主党政務調査会「成年年齢に関する提言」(2015年)2頁 (https://jimjin.jp-east-2.os.cloud.nifty.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf)。

イ 少年犯罪の凶悪化及び被害者への配慮

また、少年犯罪の凶悪化を根拠として、少年法の適用対象年齢を引下げるべきとする見解も存在する。すなわち、少年法の適用対象年齢引下げに関する議論においては、深刻化する「凶悪な」犯罪の抑止のために、18歳及び19歳の者を「成人」として扱い、その犯罪に刑事処分をもって望むべきとする見解も主張されている⁹⁸。

この点に関連して、少年法の適用対象年齢を成人年齢に合わせて引き下げるべきとする主張の根拠として、少年事件の被害者への配慮という点も指摘されている。すなわち、犯罪被害者等からは、成人年齢の引下げにより責任ある行動が取れると国によって認定された18歳、19歳の者が重大な罪を犯した場合に、少年法が適用されて刑罰が減免されるなどということは許されることではない等の意見が述べられており⁹⁹、このような意見も、少年法の適用対象年齢を引き下げるべきとする見解を支えるものであると解される。

ウ 少年法の基本原理との抵触

もっとも、少年法の適用対象年齢引下げに賛成する見解の根拠としては、以上のような主張よりも、成人年齢の引下げにより、年長少年に対しては、少年法の基本原理である保護原理に基づく手続き及び処分を課すことが困難になるという指摘が重要である¹⁰⁰。前述のように、少年法による介入は、通常の刑事手続の基本理念である侵害原理に加えて、心身共に未成熟な少年が、自らの行為により自己の健全な発達を阻害することを防止するために国家が介入するという保護原理に基づくものであり、現行少年法は、このような保護原理に基づく介入の根拠となる国親思想に基づいて制定されたものである。他方、成人年齢の引下げにより年長少年が成人として扱われるようになると、これらの者は親権から独立して、自己の意思で自由に契約を締結すること等が可能になる。そうであるならば、成人年齢の引下げにより、これらの者は自分の意思で自由に行動できる自律した人間として認められることになるので、国家が保護原理に基づき介入することは許されないことになる¹⁰¹。そこで、成人年齢の引下げにより成人として扱われる者に対しては、当然に少年法を適用することは不可能であるとして、成人年齢の引下げに合わせて少年法の適用対象年齢も引き下げるべきとされる¹⁰²。

（2）反対説

ア 立法事実の不存在

これに対して、少年法の適用対象年齢引下げに反対する見解は、まず少年法の適用対象年齢を引き下げるために必要な立法事実が存在しないことを指摘する。すなわち、少年法の年齢引下げに関する議論は、民法上の成人年齢の引下げを契機とするものであるが、民法と少年法はそれぞれ法の目的が異なることから、民法上の成人年齢の引下げを理由として当然に少年法の適用対象年齢も引き下げるべきということにはならず、少年法の適用対象年齢を引き下げるためには、そのための立法事実が必要であるとする¹⁰³。しかし、現行少年法の制度はうまくいっており、適用対象年齢を引き下げる法改正の必要は存在しないとして、民法の成人年齢が引き下げられても、それに合わせて少年法の適用対象年齢を引き下げるべきではないとする¹⁰⁴。

98 奥村正雄「少年法の適用年齢引下げの是非をめぐる議論—犯罪被害者等への配慮の視点を中心に—」同志社法学69巻7号（2018年）855頁参照。

99 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会『「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書』（2016年）7頁（<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>）、奥村・前掲注（98）855頁。

100 奥村・前掲注（98）858頁。

101 勉強会・前掲注（99）6頁、奥村・前掲注（98）858頁、須納瀬・前掲注（3）21頁。

102 勉強会・前掲注（99）6頁。

103 齊藤・前掲注（3）別冊法セミ26頁、武内ほか・前掲注（59）87頁（伊藤発言）、丸山・前掲注（3）129頁、後藤・前掲注（3）34頁、安倍＝山崎・前掲注（3）60頁。

104 勉強会・前掲注（99）4頁、安倍＝山崎・前掲注（3）60-1頁。

イ 年長少年に対する責任非難

次に、少年法の適用対象年齢引下げに反対する見解は、年長少年は未だ精神的に成熟を遂げておらず、成人と同等の責任非難の対象とすることは困難であるということも指摘している。すなわち、近年の脳科学や精神医学の見地からは、20歳半ばまでの人間の脳は発達途上の段階にあるので、若年者が犯罪を行った場合には、成人と同じ責任非難をすることはできないとして、少年法の適用対象年齢を引き下げ、年長少年を成人と同じ刑事手続の対象とすべきではないとする¹⁰⁵。

ウ 更生のための働きかけの低下

また、少年法の適用対象年齢の引下げに反対する見解は、年長少年が少年法の適用対象から外れることにより、年長少年に対する健全育成や再犯防止のための働きかけが弱まることも指摘しており、少年法の適用対象年齢を引き下げることの問題点としては、この点が最も重視されているように思われる。すなわち、これまで見てきたように、少年法が規定する手続きにおいては、事件が発覚してから審判が開始されるまでも、少年の人格や生活環境に関する詳細な調査や更生のための働きかけがなされ、審判手続そのものも教育的な配慮に基づき進められ、さらに処遇施設である少年院では、少年の更生や健全育成を目的とした徹底した指導が行われる。また、未だ犯罪行為に出ていない虞犯少年も、少年の健全育成を理由として処分の対象とされている。このような少年法の規定に基づく年長少年に対する働きかけは、少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられることにより、全て失われることになる。そこで、少年法の適用対象年齢引下げに反対する見解は、年長少年が少年法の適用対象から外れることにより、少年法が目的とする若年者の健全育成を目的とした働きかけが大きく失われることを理由に、民法上の成人年齢が18歳に引き下げられても、少年法における「少年」の年齢は現状維持すべきであるとする¹⁰⁶。

3 検討

(1) 賛成説の根拠について

ア 国法上の統一性について

まず、賛成説の根拠のうち、国法上の統一性については、民法上の成人年齢と異なる若年者を特別扱いする法令上の年齢規定は多数存在することから、このことを直接の理由として少年法の適用対象年齢を民法上の成人年齢に合わせるべきということにはならないといえる¹⁰⁷。すなわち、若年者の保護を目的とする法令である児童福祉法や各都道府県の青少年健全育成条例は、18歳未満の者を保護の対象としている。また、旧少年法も、18歳未満の者を「少年」として規定していた¹⁰⁸。さらに、若年者を特別扱いする法令の中でも日常生活と最も密接に関連し、法改正により成人として扱われることになる者にとって最も関心が高いと思われる、飲酒・喫煙が許可される年齢については、20歳を維持することになっている¹⁰⁹。このように、若年者を特別扱いする法令は、それぞれの法令の目的に合わせて適用対象年齢を決定することが当然であり、国法上の形式的な統一性の維持を理由として、適用対象年齢を決することはできないと解すべきである。

105 勉強会・前掲注(99)5頁、声明・前掲注(1)法セミ729号3頁。

106 齊藤・前掲注(3)別冊法セミ26頁、北澤貞男「裁判官」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(2018年、日本評論社)66頁、武内ほか・前掲注(59)85頁(伊藤発言)、武内・前掲注(3)法セミ24-5頁、菅原・前掲注(3)101-2頁、後藤・前掲注(3)35頁、大塚・前掲注(3)66頁、安倍=山崎・前掲注(3)66-7頁。

107 糟谷忠男「少年法の年齢引き下げ問題—そのあり方を問う」『別冊法学セミナー 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(2018年、日本評論社)99頁、武内・前掲注(3)法セミ22頁、菅原・前掲注(3)99頁、須納瀬・前掲注(3)16頁、山口・前掲注(3)129頁、後藤・前掲注(3)34頁、廣瀬・前掲注(54)14-5頁、安倍=山崎・前掲注(3)61頁、松尾・前掲注(2)5頁。

108 旧少年法1条は、「本邦ニ於テ少年ト称スルハ18歳ニ満タサル者ヲ謂フ」と規定していた。

109 法務省ホームページ「成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について」(<http://www.moj.go.jp/content/001261083.pdf>)。

イ 少年犯罪の凶悪化及び被害者への配慮について

また、少年犯罪の凶悪化を理由とする主張については、むしろ少年犯罪は目に見えて減少しており、このような主張の根拠となる事実はそもそも存在しないといえる¹¹⁰。そして、被害者感情への配慮を根拠とする見解に対しては、少年犯罪の被害者に対する配慮と、適用対象年齢の問題は直接結びつくものではないと反論することができる。すなわち、少年法は、近時の法改正により、被害者の資料閲覧請求（5条の2）、被害者の審判手続の傍聴（22条の4）、被害者への処分結果の通知（31条の2）といった被害者への配慮を目的とした規定を新設しており¹¹¹、少年犯罪の被害者への配慮は、これらの規定の運用により図るべきである。そもそも、現行少年法は、少年が重大な犯罪を犯した場合には逆送決定により成人と同じ刑事手続で処理することを可能としており（20条1項）、また被害者の処罰感情が特に強い、殺人などの「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」を年長少年が犯した場合は、原則として逆送決定により通常の刑事手続で処理されることになるので（20条2項）、被害者感情が重要な問題となる事件のほとんどは、通常の刑事手続で処理されることになると思われる。そして、通常の刑事手続で処理する以上、このような犯罪を犯した年長少年に対しては死刑や無期懲役を科すことも可能となる。このことから、少年犯罪の被害者感情の問題と少年法の適用対象年齢引下げの問題は、直接結びつくものではないといえることができる。

ウ 少年法の基本原理との抵触について

もっとも、少年法の基本原理との抵触という問題は、非常に重要であるといえることができる。前述のように、少年法が規定している非行少年に対する措置や手続きを正当化するためには、国親思想に基づく保護原理が必要不可欠であり、これらの措置や手続きは、心身が未発達とされる未成年者に対してのみ例外的に許容されていると解するべきである。他方、民法上成人とされた者は、自由に法律行為ができるようになるだけでなく、保護者の親権から離れることになるので、自律した1個の人格として扱われなければならないといえることができる。そうであるならば、民法上成人として扱われるようになったものに対して、少年法が規定する処分を課すことは、自律した1個の人格として扱われるべき者に対して、国家がその健全育成のために後見的な介入をすることになるので、保護原理の行き過ぎであると解される¹¹²。そこで、民法上の成人年齢引下げにより成人として扱われるようになる年長少年については、少年法が規定する処分を課す根拠が失われることになるので、少年法の適用対象から除外する必要があるといえることができる。

このような見解に対しては、少年法の適用対象年齢引下げに反対する立場から反論がなされている。まず、民法は経済的な取引行為に関する法律であることから、民法上成人とされることは経済的な取引を行う能力があると認められることに過ぎず、犯罪行為に出た若年者の扱いに関する少年法の適用対象年齢の問題とは無関係であるとの反論がされている¹¹³。しかし、民法上成人とされることは、単に経済的な取引行為の能力が認められるということではない。この点について、法制審議会の答申は、「18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう」にすることが成人年齢引下げの目的であるとしており¹¹⁴、また、自由民主党政務調査会の成年年齢に関する提言も、成人年齢

110 平成29年版犯罪白書3-1-1-1図 (<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/images/full/h3-1-1-01.jpg>)、川邊・前掲注(68)40頁、声明・前掲注(3)法セミ729号1頁、丸山・前掲注(3)141頁、菅原・前掲注(3)99頁、安倍＝山崎・前掲注(3)60-1頁、浜井浩一「非行少年たちはどこに行ったのか(上)―少年非行減少の原因を探る」季刊刑事弁護96号(2018年)162頁。

111 少年法の被害者保護を目的とした法改正について、奥村・前掲注(98)847頁以下、武内大徳「少年事件と被害者」法学教室423号(2015年)21頁以下、安倍＝山崎・前掲注(3)64頁。

112 奥村・前掲注(98)858頁、須納瀬・前掲注(3)21頁。

113 糟谷・前掲注(107)96頁、山崎・前掲注(3)194-5頁、山口・前掲注(3)132頁以下、声明・前掲注(3)法セミ768号3頁。また、大久保・前掲注(58)90頁参照。

114 法務省民事局「民法の成年年齢の引下げについて」(2009年)別紙1 (http://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/seinen/doc/160920_shiryoul.pdf)。

の引下げについて、「18歳以上の国民が、現在及び将来の国づくりの担い手であることを意味し、大人としてその責任を分担し、大人としての権利、自由を付与されるべきこととなる。」としている¹¹⁵。すなわち、立法者は、成人年齢の引下げは、単に18歳以上の者に経済的な取引に関する能力を与えることではなく、自己の判断と責任において自律して行動できる者として扱うことを意味するものであると解している¹¹⁶。重要なことは、成人年齢の引下げにより、今後は18歳以上の者は法律上親権から離れた自律した人間として扱われるようになるということであり、経済的な取引行為を行う能力が与えられることは、その効果の1つに過ぎないということができる。少年法も、虞犯事由について保護者の監護権の存在を前提とした規定をおいていることから（3条1項3号イ）、このような変化を少年法とは関係ないものとして扱うことはできない。

また、少年法が規定する保護処分手続は、必ずしも国親思想に基づくものではなく、若年者の可塑性に基づくものであるとして、成人とされた者に対しても、可塑性が高い若年者に対しては少年法が規定する処分を課すことは可能であるとの反論もなされている¹¹⁷。しかし、少年法が規定する保護処分は、少年に利益を与えるものではなく、少年の自由や権利を大きく制約する点で不利益を課すものであることは否定できない¹¹⁸。すなわち、審判手続が開始するまでの間に少年の人格や生活環境に関する詳細な調査を行うことは重大なプライバシーの侵害にもつながりうるし、虞犯を理由とする処分は、個人の行動の自由を大きく制約しかねない。また、前述のように、軽微な犯罪の処分については、その多くが起訴猶予処分により検察官の段階で手続きから解放される通常の刑事手続よりも、全ての事件が家庭裁判所に送致され、性格や生活環境に関する調査や更生のための働きかけが行われる少年法の手続きの方が厳しいといえることができる。そうであるならば、少年法が規定する保護処分手続を正当化するためには、若年者の可塑性ゆえに効果的であるという政策的な必要性のみでは不十分であり、このような介入を正当化する基本原理を要すると解すべきであるが、年長少年に対するこのような介入を正当化する根拠である保護原理は、成人年齢の引下げにより失われることになる。そこで、法律上自律した人間として認められた成人に対しては、保護原理に基づく介入としての少年法の規定を適用することは許されないといえるべきである。

（2）反対説の根拠について

ア 立法事実の不存在について

まず、少年法の年齢引下げに反対する見解の根拠のうち、まず立法事実の不存在を指摘する見解に対しては、成人年齢の引下げにより、少年法の適用対象である年長少年が成人として扱われるようになることは、少年法改正のための重大な立法事実であると反論することができる。すなわち、現行少年法の制度がうまくいっているとしても、成人年齢の引下げにより、少年法が規定する「少年」の一部については、少年法の基本原理が及ばなくなってしまうことから、少年法の適用対象について法改正を行う必要が生じたといえることができる。

イ 年長少年に対する責任非難について

次に、年長少年は未だ精神的に成熟を遂げておらず、成人と同等の責任非難の対象とすることは困難であるとの指摘に対しては、責任非難の問題は、犯罪行為に出たものをどのような手続きで処理するかという刑事訴訟法ないし少年法の問題ではなく、犯罪の成否及び量刑という刑事実体法の問題であると反論することができる。実際に、刑法41条は、14歳未満の者は責任能力が欠如するとして犯罪が成立しないと規定している。そこで、年長少年に対して成人と同等の責任非難を加えることができないとしても、このよ

115 政務調査会・前掲注(97)1頁。

116 むしろ、法務省民事局・前掲注(114)別紙1は、成人年齢の引下げにより消費者被害の拡大するおそれを懸念しており、若年者に経済的な取引を行う能力が付与されることについては消極的に評価しているように思われる。

117 糟谷・前掲注(107)96頁、廣瀬・前掲注(54)15頁、田宮=廣瀬・前掲注(4)29頁、安倍=山崎・前掲注(3)62頁。

118 鈴木・前掲注(15)41頁。また、莊子・前掲注(32)67頁以下は、国親思想に基づく少年審判手続の運用により、少年の法的安定性及び人権保障がないがしろにされる危険性を指摘する。

うな問題は刑事実体法の責任能力の問題とすべき事項であり、このことを理由に少年法の適用対象年齢を引き下げべきではないと主張することはできないと解される。

ウ 更生のための働きかけの低下について

もっとも、少年法の適用対象年齢の引下げにより、年長少年に対する健全育成や再犯防止のための働きかけが弱まるということは、否定し難い重要な問題であると解される。前述のように、少年法の適用対象年齢が引き下げられた場合には、年長少年に対しては、少年法が規定する徹底した更生のための働きかけは失われることになる。

しかし、このような更生のための働きかけも、国親思想による保護原理に基づいてはじめて正当化されるものである。現行少年法が規定する保護処分手続が、若年者の更生のために有効であるとしても、このことから直ちに保護処分手続が正当化されることにはならない。そこで、成人年齢の引下げにより、年長少年に対する少年法の保護処分手続を正当化する基本原理が失われる以上は、少年法の適用対象から除外すべきであり、その上で別の方法による更生のための働きかけを実現すべきである。

（3）今後の展望

以上のように、民法上の成人年齢が18歳に引き下げられた場合には、現在少年法の適用対象とされている18歳及び19歳の年長少年に対しては、少年法が規定する保護処分手続の根拠となる保護原理が及ばなくなるので、少年法の適用対象年齢も18歳未満に引き下げることが必要となるが、このような変化により、年長少年に対する更生のための働きかけが弱まることは否定できない。

もっとも、年長少年の更生は、少年法の適用以外の手段によっても実現可能であり、現在、そのための手段についても、法制審議会で積極的に議論がなされている¹¹⁹。まず、手続きの最初の段階における若年者の更生のための働きかけとして、検察官が起訴猶予とした若年者について、家庭裁判所に送致して要保護性を調査し、再犯を防止するために必要と認められる場合には保護観察処分を課す制度が検討されている。また、施設内での処遇については、若年者に対して、少年院で行われている矯正教育の手法やノウハウを生かした処遇の充実を図ることや、必要に応じて少年院と同様の建物・設備を備えた施設に收容することが検討されている。これらの措置を設けることにより、若年者の更生のための働きかけも、ある程度は実現することができると思われる。

これらの措置について検討する際にも、若年者の再犯防止のためにこれらの制度を設けることが、処分の根拠となる基本原理に照らして許容されるかを検討する必要がある。すなわち、成人年齢の引下げにより、現在の年長少年は成人として扱われることになり、保護原理に基づく処分を加えることはできなくなるので、これらの措置が侵害原理に基づいて正当化できるかが問題になる。この点について検討すると、まず若年者に対して、少年院で行われている矯正教育の手法やノウハウを生かした処遇の充実を図ることや、必要に応じて少年院と同様の建物・設備を備えた施設に收容することについては、このような処遇を受ける若年者は既に有罪判決が確定し、刑務所に收容されることは決まっており、刑務所内でどのような処遇を行うかは刑事政策上の問題に過ぎないので、問題はないと解される¹²⁰。これに対して、検察官が起訴猶予とした若年者について、家庭裁判所に送致して要保護性を調査し、再犯を防止するために必要と認められる場合には保護観察処分を課す制度については、この段階では有罪判決が確定しているわけではないので、このような処分を課すことについては慎重な態度が必要であり¹²¹、この場合に処分を課すためには、侵害原理からの要請、すなわち処分の対象となる者が他者を害する行為に出たことが必要である。そこで、このような処分を課す前提となる起訴猶予処分は、嫌疑不十分を理由とするものであってはならず、

119 法制審議会少年法・刑事法部会「分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案）」（2018年）13頁以下（<http://www.moj.go.jp/content/001264708.pdf>）。また、大久保・前掲注（58）94頁、安倍＝山崎・前掲注（3）67頁参照。

120 もっとも、須納瀬・前掲注（3）21頁は、パターンリズムによる介入が正当化されない成人の受刑者に対する処遇としては、現行の少年院の処遇のような教育的指導は受刑者に対する過度の介入にわたるものであり許されないとする。

121 奥村・前掲注（98）861頁、須納瀬・前掲注（3）22頁参照。

処分の対象者が犯罪行為に出たことについて十分な嫌疑が認められるが、事案が軽微であることや、示談が成立していることを理由とする起訴猶予処分であることを要すると解すべきである。この点に関連して、少年事件においては、証拠上犯罪事実の一部の事実が認定できない事案について、非行事実を虞犯として構成することが実務上用いられているとされる¹²²。このような虞犯の運用は、少年法が保護原理に基づいて虞犯を理由とする処分を認めていることから許容されるが、侵害原理に基づく通常の刑事手続においては、犯罪事実について十分な証明がないにもかかわらず不利益な処分を課すものであり、絶対に許されない。すなわち、検察官が起訴猶予とした若年者を保護観察の対象とする制度も、成人を対象とするものである以上侵害原理により正当化されるものでなければならないので、処分の対象となる者が犯罪行為に出たことについて、少なくとも公訴提起を可能とする程度の十分な嫌疑がない場合には、処分を課すことは許されないと解される。

第5 おわりに

民法上の成人年齢の引下げを契機として、少年法の適用対象年齢の引下げについても議論がなされているが、少年法の適用対象年齢が引き下げられ、年長少年が成人を対象とする刑事手続の対象とされた場合には、年長少年による犯罪の多くは、起訴猶予処分により検察官の段階で手続きから開放されることになり、また事件が起訴された場合には、対審構造による公開の手続きで審理されることになる。そして、年長少年については、少年院における徹底した更生を目的とする教育を受けさせることや、虞犯を理由とする処分を課すこともできなくなる。このことから、少年法の適用対象年齢の引下げにより、年長少年に対する再犯防止のための働きかけは弱められることになる。

しかし、少年法が規定する保護処分手続は、通常の刑事手続の根拠となる侵害原理のみならず、心身ともに未成熟な若年者の利益のために国家が積極的に介入するという保護原理も基礎とするものであり、民法上成人とされ、親権から独立して自律した人間として扱われるようになった者を、このような手続きの対象とすることは許されない。そこで、民法上の成人年齢を引き下げる以上、それに合わせて少年法の適用対象年齢も引き下げなければならないが、若年者に対する再犯防止については、代替手段を用いて図るべきである。もっとも、このような代替手段も、侵害原理に基づき許容されるものであることが必要であり、若年者の再犯防止のための制度を議論する際には、この点についても十分に議論する必要があると解される。

(筑波大学非常勤講師)

122 三浦透「虞犯の機能に関する覚書」『植村二郎判事退官記念論文集—現代刑事法の諸問題—〔第1巻〕』（2011年、立花書房）461頁。